

金融商品取引法第36条の2第2項に基づく開示

| | |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 金融商品取引業者の 名称 | ウェルズ・ファーゴ証券株式会社 |
| 登録番号 | 関東財務局長(金商)第1655号 |
| 登録している 金融商品取引業務 | 第一種金融商品取引業 第二種金融商品取引業 |
| 加入している金融商品 取引業協会の名称 | 日本証券業協会 一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 |
| 指定紛争解決機関 | 証券・金融商品あっせん相談センター |

貸金業法第 14 条第 2 項及び第 23 条第 2 項に基づく開示

| | |
|-----------|---|
| 貸金業者名称 | ウェルズ・ファーゴ証券株式会社 |
| 登録番号 | 東京都知事 第 31481 号 |
| 登録有効期間 | 令和 4 年 5 月 31 日～令和 7 年 5 月 31 日 |
| 媒介の種類 | 証書貸付の媒介 |
| 媒介手数料計算方法 | 貸付金額 × 媒介手数料率 = 媒介手数料金額 |
| 媒介手数料の割合 | 媒介手数料率 = 上限 5.00% |
| 媒介先の貸付利率 | ウェルズ・ファーゴ・グループが提示する利率(上限年率 15.00%) |
| 媒介先の返済方式 | 一括返済方式、元金均等返済方式、自由返済方式又はその他の方式(契約による) |
| 媒介先の返済期間 | 最短1ヶ月から最長 60 ヶ月。ただし、契約によりそれ以外の期間となる場合があります。 |
| 媒介先の返済回数 | 最少1回から最多 60 回。ただし、契約によりそれ以外の回数となる場合があります。 |
| 指定紛争解決機関 | 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター |